

消防機関が行う 転院搬送要請の手引き



西春日井広域事務組合消防本部

はじめに

消防機関による救急搬送件数は、高齢化の進展等に伴い年々増加傾向にあります。厚生労働省及び総務省消防庁では、限りある搬送資源を緊急性の高い事案に優先して投入するため、転院搬送に係る救急車の適正利用について検討されています。

また、消防機関が行う転院搬送は、消防法第2条第9項の規定に基づく救急業務として行われるべきものであり、緊急性を有していることがその前提となりますが、実際には緊急性が明確でない状況下で行われる場合も少なくありません。

このような背景から、令和6年7月18日付けで尾張北部地区メディカルコントロール協議会転院搬送ガイドラインが策定されたことを受け、西春日井広域事務組合消防本部では独自に消防機関が行う転院搬送の要請に関する手引きを作成しました。

この中には、消防機関が行う転院搬送について、要請時の確認ポイント、要請手順及びQ & A等を載せています。

つきましては、本趣旨にご理解いただき、医療機関側から転院搬送依頼の際には「転院搬送依頼書」の提出をお願いします。

令和6年10月1日

西春日井広域事務組合消防本部

お問い合わせ先

西春日井広域事務組合消防本部

消防課 救急対策係

TEL 0568-22-4954

確認のポイント

※119番通報する前に以下の事項をご確認ください

転院搬送要請基準

次の基準のうち全てに該当すると医師が判断した場合に、消防機関が行う転院搬送の対象となります。

- ① 緊急に処置が必要であること
- ② 高度医療が必要な傷病者または特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者で、要請元医療機関での治療が困難であること
- ③ 医療機関若しくは民間の患者搬送車、公共交通機関、またはタクシー等、他の搬送手段が活用できない場合

転院先医療機関の確保

要請元医療機関が搬送先の医療機関から受入れの了解を得てください。
搬送先医療機関の選定は、当消防本部の救急業務に支障のないよう、搬送所要時間や距離等を考慮して選定してください。

医師・看護師の同乗

原則として、医師または看護師が同乗してください。
同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、転院先の医療機関及び患者本人または家族等に説明し了承を得てください。

転院搬送依頼書の作成

転院搬送依頼書（別紙様式）に必要事項を記載し、到着した救急隊に渡してください。

なお、患者の緊急性が高く処置が中断できない等の理由により記載できない場合は、到着した救急隊が必要な情報を聞き取りますのでご協力ください。

転院搬送 要請手順

①	緊急に処置が必要
②	要請元医療機関での治療が困難
③	他に適当な搬送手段がない
④	転院搬送先の医療機関が確定している

①～④に全て該当する

はい

いいえ

患者等搬送事業者・タクシー・自家用車等により受診してください。

119番通報してください

医師又は看護師が同乗する

はい

いいえ

救急隊のみで搬送することについて転院する医療機関及び患者又は家族等に説明し、了承を得てください。

「**転院搬送依頼書**」を作成し、速やかに転院を行うための準備をしてください。

※緊急性が高く依頼書を作成するいとまがない場合は、必要事項を救急隊へ口頭で伝えてください。

到着した救急隊に転院搬送依頼書を渡すとともに、継続処置の指示など、必要事項を申し送りしてください。

消防機関が行う転院搬送に係るQ&A

Q 1

転院先医療機関の確保にあたり、患者の緊急性が高く処置を中断できず、転院先医療機関の選定手続きができない場合はどうすればよいですか。

A 1

原則としては、要請元医療機関により転院先の確保をお願いするところではありますが、上記のようにそのいとまがない場合は、その旨を119番通報時にお伝えください。消防機関からも転院先医療機関の確保について協力いたします。

Q 2

転院先医療機関を選定するにあたり、傷病者の病態から専門医療が必要であり、診療可能な医療機関が愛知県外又は遠方の医療機関のみである場合はどうすればよいですか。

A 2

当消防本部では、救急車資源が限られているため、地理的又は時間的に合理的な転院先医療機関の選定をお願いするところではありますが、他に診療可能な医療機関がない場合は、事前にご連絡ください。

なお、傷病者の自宅が近いからなど、緊急性又は専門性の理由に乏しい医療機関の選定は厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

消防機関が行う転院搬送に係るQ&A

Q 3

転院搬送依頼書はどのようにして入手できますか。

A 3

当消防本部又は西名古屋医師会のホームページからダウンロードしてください。

Q 4

転院搬送依頼書に記載する事項について、わからない場合はどうすればよいですか。

A 4

わかる範囲で記載していただき、不明の旨を救急隊に伝えてください。

Q 5

転院搬送依頼書に記載する傷病者情報で、紹介状等の救急隊へ提供する書類に記載があり、内容が重複する場合であっても記載する必要はありますか。

A 5

救急隊に提供いただく書類に重複する内容が記載されている場合は省略いただけますが、誤搬送防止のため、搬送先医療機関名及び傷病者氏名は必ず記載してください。

なお、紹介状等が糊付けにより封印されているなどにより救急隊が閲覧できない場合は、重複する内容であっても、記載をお願いします。